

# 紀美野町防災会議 議事

議事1 紀美野町地域防災計画の見直しについて

平成28年10月20日



# 紀美野町地域防災計画の見直しの概要

## I 紀美野町の組織再編等に係るもの

【理由】 紀美野町の組織改編が行われたこと及び職員の動員体制に一部変更がありましたので、次のとおり見直します。

【箇所】 第2章(災害予防計画)～第3章(災害応急対策計画) 全体

(課室の名称変更)

旧		新
総務学事課	→	教育課
生涯学習課	→	生涯学習室

(課室の廃止)

国体推進課、学事・生涯学習室

【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第1編(風水害編)-第1節(防災組織計画)-第2項(動員計画)-2-(2)

【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第2編(震災編)-第1節(防災組織計画)-2-(2)-ア

■ 職員の参集場所		災害対策連絡室(室員) 災害対策本部(本部員)					
	警戒体制	配 備 体 制 (災害対策連絡室)		災害対策 本 部			
		第1号	第2号				
総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁			
建設課長							
産業課長							
消防長							
美里支所長	支所	支所	支所	支所			
まちづくり課長							
企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁			
税務課長	—						
会計管理者	—						
保健福祉課長	—						
住民課長	—						
教育課長	—						
水道課長	—						
議会事務局長	—						
総務課	平時的の所属先 (配備要員)				平時的の所属先 (全員)	平時的の所属先 (全員)	平時的の所属先 (全員)
建設課							
産業課							
消防本部							
消防署							
まちづくり課							
住民室							
建設室							
企画管財課		—					
税務課		平時的の所属先 (配備要員)					
会計課							
保健福祉課							
住民課							
教育課							
生涯学習室							
水道課							
議会事務局							
診療所	—						
生涯学習室(文化センター・天文台)	—	平時的の所属先(配備要員) ※勤務時間外は美里支所	平時的の所属先(全員) ※勤務時間外は美里支所	平時的の所属先(全員) ※勤務時間外は美里支所			
小学校	—	平時的の所属先(配備要員) ※勤務時間外は教育課	平時的の所属先(全員) ※勤務時間外は教育課	平時的の所属先(全員) ※勤務時間外は教育課			
こども園	—	平時的の所属先(配備要員) ※勤務時間外は福祉センター	平時的の所属先(全員) ※勤務時間外は福祉センター	平時的の所属先(全員) ※勤務時間外は福祉センター			
保育所	—	※勤務時間外は福祉センター	※勤務時間外は福祉センター	※勤務時間外は福祉センター			

※「配備要員」とは、所属長を除いた各部署2名以上である。

【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第1編(風水害編)-第1節(防災組織計画)-第1項-2-(3)-⑤-イ

【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第2編(震災編)-第1節(防災組織計画)-2-(4)-才

表題「各班の分掌」の表中 支所部 輸送班の優先業務に次の業務を加える。

3 運送業者との連絡調整に関すること。

## II 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針に係るもの

【理由】内閣府より、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において、地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示されました。当町におきましても男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても必要なこととありますので、次のとおり見直します。

【箇所】第1章(総則)-第7節(防災行政の基本方針)-第2項(防災の基本方針)3-(6)

○追加

### (6) 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

【箇所】第3章(災害応急対策計画)-第1編(風水害編)-第5節(り災者の救助保護計画)-第3項(避難計画)2-(8)

○加筆修正

### (8) 避難所の運営

町は、発災後迅速に職員を派遣すると共に、自治会や自主防災組織等とも連携して、避難所の円滑な運営に努め、運営方針の決定の段階から男女共同参画の視点を取り入れるものとする。〔以下略〕

#### ア 避難所運営体制の確立

避難所の運営には、住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。なお、避難所自治組織の役員には女性の避難者が参画するものとし、男女共同参画の視点を取り入れた運営体制の確立に努めることとする。〔以下略〕

#### ■ 避難所の運営

避難所担当職員	○災害対策本部との連絡 ○避難所の記録の作成 ○運営に関する相談	○避難者への広報 ○施設管理者との調整
避難所自治組織	○運営方針の決定 ○食料の配布 ○物資の配布(生理用品等は女性の担当者が配布)	○生活ルールの決定 ○清掃
ボランティア	○避難者への情報伝達 ○生活支援	○要望のとりまとめ

【箇所】第3章(災害応急対策計画)-第1編(風水害編)-第5節(り災者の救助保護計画)-第3項(避難計画)2-(9)

○加筆修正

### (9) 避難所設備の整備

#### ア スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者と協力して、避難所のスペースを配置する。その際、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置などに配慮すること。



## IV 語句等の変更及び修正に係るもの

【理由】 語句等に変更及び誤りがありましたので、次のとおり修正します。

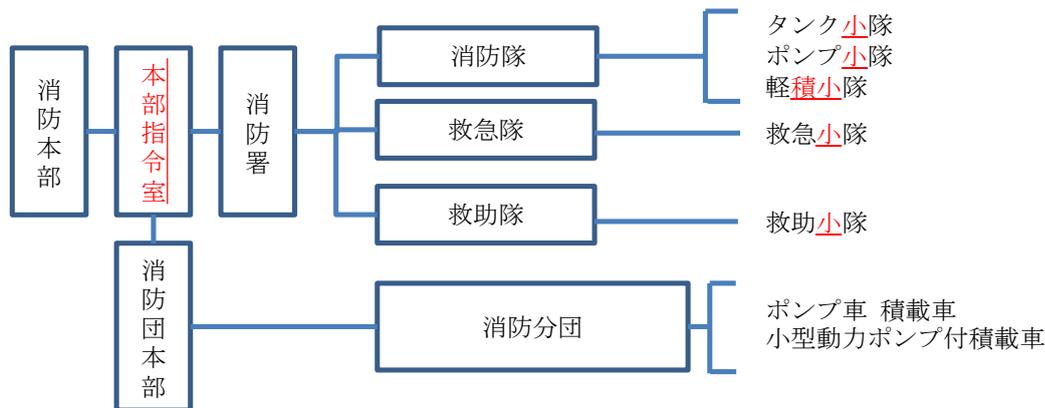
【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第1編(風水害編)-第3節(消防計画)2-(3)

【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第2編(震災編)-第3節(地震消防計画)2-(3)

旧		新
本部司令室	→	本部指令室
〇〇分隊	→	〇〇小隊
軽四分隊	→	軽積小隊
水槽車	→	ポンプ車

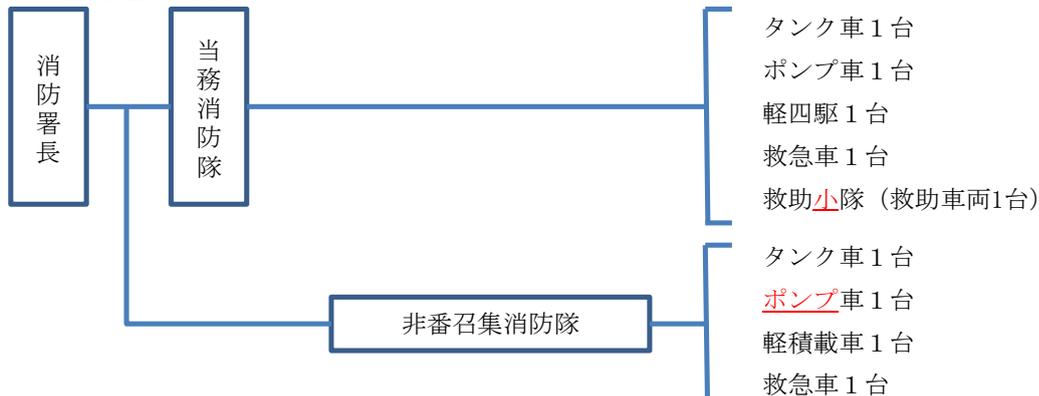
### ① 通常災害

#### ア 消防本部・消防署の部隊編成（第1出動）



### ② 非常災害

#### ア 消防署の部隊編成



【箇所】 第3章(災害応急対策計画)-第1編(風水害編)-第5節(り災者の救助保護計画)-第3項(避難計画)2-(2)

#### (2) 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、発令時の状況や対象地区を考慮し以下の項目により複数の手段により行う。防災班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。また、知事に対し、必要に応じて避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとし、避難勧告（指示）を発令したときは、実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

ア 防災行政無線による放送

イ ホームページやSNS等の活用

ウ 消防関係車両・広報車等による巡回放送

エ 自治会・自主防災組織への連絡

オ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した情報配信

カ 戸別訪問

キ メール配信等

ク その他の情報伝達手段

# 紀美野町地域防災計画見直し 【新旧対照表】

平成28年10月20日

紀美野町防災会議

	旧	新
I-1	第1章 総則 【略】	第1章 総則 【略】
	第1節 ～ 第6節【略】	第1節 ～ 第6節【略】
I-15	第7節 防災行政の基本方針	第7節 防災行政の基本方針
	第1項 基本目標【略】	第1項 基本目標 【略】
	第2項 防災の基本方針【略】	第2項 防災の基本方針
	1 災害予防の方策を設定する【略】	1 災害予防の方策を設定する【略】
I-16	2 災害応急・復旧の方策を設定する【略】	2 災害応急・復旧の方策を設定する【略】
I-17	3 防災活動の強化を図る	3 防災活動の強化を図る
	(1) 防災活動の強化【略】	(1) 防災活動の強化【略】
	(2) 防災意識の高揚【略】	(2) 防災意識の高揚【略】
	(3) 避難行動要支援者対策【略】	(3) 避難行動要支援者対策【略】
	(4) 自主防災体制の整備【略】	(4) 自主防災体制の整備【略】
	(5) ボランティアの活動環境の整備【略】	(5) ボランティアの活動環境の整備【略】
		<u>(6) 男女共同参画の視点による防災体制の確立</u> <u>男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取入れた防災体制の確立に努める。</u>
I-19	第8節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱【略】	第8節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱【略】

	旧	新
II-1	第2章 災害予防計画 第1節～第5節【略】	第2章 災害予防計画 第1節～第5節【略】
II-12	第6節 文化財災害予防計画 <u>〔総務学事課〕</u> 【略】	第6節 文化財災害予防計画 <u>〔教育課〕</u> 【略】
II-14	第7節～第9節【略】	第7節～第9節【略】
II-29	第10節 地震防災施設緊急整備計画〔総務課、 <u>総務学事課</u> 、 <u>生涯学習課</u> 〕	第10節 地震防災施設緊急整備計画〔総務課、 <u>教育課（生涯学習室）</u> 〕
II-30	第11節～第13節【略】	第11節～第13節【略】
II-37	第14節 防災知識普及計画〔消防本部、総務課（住民室）、 <u>総務学事課</u> 〕	第14節 防災知識普及計画〔消防本部、総務課（住民室）、 <u>教育課</u> 〕
II-39	第15節～第19節【略】	第15節～第19節【略】

旧

新

III-1-1 第3章 災害応急対策計画  
 第1編 風水害編  
 第1節 防災組織計画〔総務部〕  
 第1項 組織計画〔総務部〕  
 1 計画方針【略】  
 2 計画の内容  
 (1)警戒・配備体制【略】  
 (2)災害対策連絡室  
 ① 災害対策連絡室の設置【略】  
 ② 災害対策連絡室の組織、設置場所、業務内容

III-1-3 災害対策連絡室は役場本庁舎に設置し、組織体制並びに業務内容は次のとおりとする。

区分	平時の役職	業務内容
室長	副町長	情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整
副室長	教育長、総務課長	
室員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、総務学事課長、生涯学習課長、国体推進課長、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長	

室長の代行順位は次のとおりとする。

- 代行順位1位 教育長
- 代行順位2位 総務課長
- 代行順位3位 建設課長

- ③ 災害対策連絡室の廃止基準【略】
- ④ 災害対策連絡室の事務分掌

課室名等	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長への報告、連絡に関すること。</li> <li>・職員の動員に関すること。</li> <li>・被害情報等の収集、取りまとめ及び報告に関すること。</li> <li>・気象情報、水位状況等の情報収集及び報告に関すること。</li> <li>・各部署間の連絡調整に関すること。</li> <li>・広報及び報道機関等への対応に関すること。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関すること。</li> </ul>
消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防及び水防に関すること。</li> <li>・その他消防長の特命に関すること。</li> </ul>

第3章 災害応急対策計画  
 第1編 風水害編  
 第1節 防災組織計画〔総務部〕  
 第1項 組織計画〔総務部〕  
 1 計画方針【略】  
 2 計画の内容  
 (1)警戒・配備体制【略】  
 (2)災害対策連絡室  
 ① 災害対策連絡室の設置【略】  
 ② 災害対策連絡室の組織、設置場所、業務内容

災害対策連絡室は役場本庁舎に設置し、組織体制並びに業務内容は次のとおりとする。

区分	平時の役職	業務内容
室長	副町長	情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整
副室長	教育長、総務課長	
室員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、教育課長、水道課長、議会事務局長消防長、消防団長	

室長の代行順位は次のとおりとする。

- 代行順位1位 教育長
- 代行順位2位 総務課長
- 代行順位3位 建設課長

- ③ 災害対策連絡室の廃止基準【略】
- ④ 災害対策連絡室の事務分掌

課室名等	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長への報告、連絡に関すること。</li> <li>・職員の動員に関すること。</li> <li>・被害情報等の収集、取りまとめ及び報告に関すること。</li> <li>・気象情報、水位状況等の情報収集及び報告に関すること。</li> <li>・各部署間の連絡調整に関すること。</li> <li>・広報及び報道機関等への対応に関すること。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関すること。</li> </ul>
消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防及び水防に関すること。</li> <li>・その他消防長の特命に関すること。</li> </ul>

	旧	新
	<p>建設課室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関すること。</li> <li>・道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関すること。</li> <li>・地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>・応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関すること。</li> <li>・道路障害物等の除去に関すること。</li> <li>・緊急輸送道路、幹線道路の確保に関すること。</li> <li>・交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関すること。</li> </ul>	<p>建設課室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関すること。</li> <li>・道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関すること。</li> <li>・地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>・応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関すること。</li> <li>・道路障害物等の除去に関すること。</li> <li>・緊急輸送道路、幹線道路の確保に関すること。</li> <li>・交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関すること。</li> </ul>
	<p>産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関すること。</li> <li>・物資等の輸送に関すること。</li> </ul>	<p>産業課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関すること。</li> <li>・物資等の輸送に関すること。</li> </ul>
	<p>まちづくり課 住民室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員に関すること。（支所人員）</li> <li>・被害情報の報告・伝達に関すること。</li> <li>・被災情報等の収集及び取りまとめに関すること。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関すること。</li> <li>・支所内の相互応援に関すること。</li> </ul>	<p>まちづくり課 住民室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員に関すること。（支所人員）</li> <li>・被害情報の報告・伝達に関すること。</li> <li>・被災情報等の収集及び取りまとめに関すること。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関すること。</li> <li>・支所内の相互応援に関すること。</li> </ul>
	<p>建設室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の輸送に関すること。</li> <li>・支所内の相互応援に関すること。</li> </ul>	<p>建設室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の輸送に関すること。</li> <li>・支所内の相互応援に関すること。</li> </ul>
	<p>企画管財課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食糧、生活必需品の調達配分に関すること。</li> <li>・燃料等の調達配分に関すること。</li> </ul>	<p>企画管財課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食糧、生活必需品の調達配分に関すること。</li> <li>・燃料等の調達配分に関すること。</li> </ul>
	<p>会計課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関すること。</li> </ul>	<p>会計課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関すること。</li> </ul>
	<p>税務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的及び住家の被害状況の把握に関すること。</li> <li>・避難所運営準備に関すること。</li> </ul>	<p>税務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的及び住家の被害状況の把握に関すること。</li> <li>・避難所運営準備に関すること。</li> </ul>
	<p>保健福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護に関すること。</li> <li>・要配慮者の避難等に関すること。</li> <li>・防疫医療に関すること。</li> </ul>	<p>保健福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護に関すること。</li> <li>・要配慮者の避難等に関すること。</li> <li>・防疫医療に関すること。</li> </ul>
	<p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町議会議員との連絡に関すること。</li> <li>・議会に関すること。</li> </ul>	<p>議会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町議会議員との連絡に関すること。</li> <li>・議会に関すること。</li> </ul>
	<p>総務学事課 生涯学習課 国体推進課 学事・生涯学習室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設利用者の避難誘導に関すること。</li> <li>・避難所の開設に関すること。</li> <li>・生徒の避難誘導の指示に関すること。</li> <li>・教育施設の被害状況の把握に関すること。</li> </ul>	<p>教育課 生涯学習室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設利用者の避難誘導に関すること。</li> <li>・避難所の開設に関すること。</li> <li>・生徒の避難誘導の指示に関すること。</li> <li>・教育施設の被害状況の把握に関すること。</li> </ul>
	<p>住民課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災家屋等への消毒に関すること。</li> <li>・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。</li> <li>・その他環境衛生に関すること。</li> </ul>	<p>住民課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災家屋等への消毒に関すること。</li> <li>・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。</li> <li>・その他環境衛生に関すること。</li> </ul>
	<p>水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。</li> <li>・飲料水の確保に関すること。</li> </ul>	<p>水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。</li> <li>・飲料水の確保に関すること。</li> </ul>

旧

新

Ⅲ-1-4

(3) 災害対策本部

- ① 災害対策本部の設置【略】
- ② 災害対策本部の組織、分掌事務、設置場所、指揮の権限【略】
- ③ 災害対策本部の廃止基準【略】
- ④ 災害対策本部の組織構成

Ⅲ-1-5

本部会議		部	部長 (平時の役職名)	班
本部長	町長			
副本部長	副町長	総務部	総務課長	防災班 総務班 情報連絡班 広報班
	教育長 総務課長			
本部員	美里支所長	支所部	美里支所長	情報伝達班 情報連絡班 輸送班
	まちづくり課長 企画管財課長 税務課長			
	会計管理者	企画部	企画管財課長	企画班
	保健福祉課長	調査部	税務課長	調査班
	住民課長	会計部	会計管理者	会計班
	産業課長	救護部	保健福祉課長	福祉班 医療救護班
	建設課長			
	総務学事課長	環境衛生部	住民課長	環境衛生班 支援班
	生涯学習課長	産業部	産業課長	産業班
	国体推進課長	建設部	建設課長	建設班 農地班
	水道課長	教育部	教育次長 (総務学事課長)	教育対策班 社会教育班
	議会事務局長	水道部	水道課長	水道班
	消防長	議会部	議会事務局長	議会事務局班
	消防団長	消防部	消防長	消防本部(署) 消防団
その他本部長が必要と認める者				

(3) 災害対策本部

- ① 災害対策本部の設置【略】
- ② 災害対策本部の組織、分掌事務、設置場所、指揮の権限【略】
- ③ 災害対策本部の廃止基準【略】
- ④ 災害対策本部の組織構成

本部会議		部	部長 (平時の役職名)	班	
本部長	町長				
副本部長	副町長	総務部	総務課長	防災班 総務班 情報連絡班 広報班	
	教育長 総務課長				
本部員	美里支所長	支所部	美里支所長	情報伝達班 情報連絡班 輸送班	
	まちづくり課長 企画管財課長 税務課長				
	会計管理者	企画部	企画管財課長	企画班	
	保健福祉課長	調査部	税務課長	調査班	
	住民課長	会計部	会計管理者	会計班	
	産業課長	救護部	保健福祉課長	福祉班 医療救護班	
	建設課長				
	教育課長	環境衛生部	住民課長	環境衛生班 支援班	
	水道課長	産業部	産業課長	産業班	
	議会事務局長	建設部	建設課長	建設班 農地班	
	消防長	教育部	教育次長 (教育課長)	教育対策班 社会教育班	
	消防団長	水道部	水道課長	水道班	
	その他本部長が必要と認める者		議会事務局長	議会事務局班	
			消防長	消防本部(署) 消防団	

旧

新

III-1-6

⑤ 災害対策本部の事務分掌  
ア 災害対策本部の事務分掌

区分	平時の役職	事務分掌
本部長	町長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長、教育長、総務課長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、 <u>総務学事課長</u> 、 <u>生涯学習課長</u> 、 <u>国体推進課長</u> 、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。
班長・班員	職員	本部員の命を受け、災害対策にあたる。

⑤ 災害対策本部の事務分掌  
ア 災害対策本部の事務分掌

区分	平時の役職	事務分掌
本部長	町長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長、教育長、総務課長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、 <u>教育課長</u> 、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。
班長・班員	職員	本部員の命を受け、災害対策にあたる。

イ 各班の事務分掌

部	班 【平常時の課等】	事務分掌
	防災班 【総務課】	1 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関する事。 2 災害対策本部内の部・班との連絡調整に関する事。 3 職員の召集・動員に関する事。 4 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 5 県本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告の総括に関する事。 6 災害対策の総括に関する事。 7 本部事務局の運営に関する事。 8 自衛隊・県職員等の応援要請及び受入れ体制に関する事。
	復旧	ア 罹災に関する証明の発行に関する事。 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。

イ 各班の事務分掌

部	班 【平常時の課等】	事務分掌
	防災班 【総務課】	1 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関する事。 2 災害対策本部内の部・班との連絡調整に関する事。 3 職員の召集・動員に関する事。 4 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 5 県本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告の総括に関する事。 6 災害対策の総括に関する事。 7 本部事務局の運営に関する事。 8 自衛隊・県職員等の応援要請及び受入れ体制に関する事。
	復旧	ア 罹災に関する証明の発行に関する事。 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。

		旧		新		
総務部	総務班 【総務課】	優先	1 防災班からの依頼に関する事。 2 避難所等施設の被害確認に関する事。	優先	1 防災班からの依頼に関する事。 2 避難所等施設の被害確認に関する事。	
		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 公務災害に関する事。 ウ 災害対策に伴う予算措置に関する事。 エ 災害復旧資金に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 公務災害に関する事。 ウ 災害対策に伴う予算措置に関する事。 エ 災害復旧資金に関する事。	
		情報連絡班 【総務課】	優先	1 災害対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信手段の確保及び操作に関する事。	優先	1 災害対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信手段の確保及び操作に関する事。
	広報班 【総務課】	優先	1 町民への広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。	優先	1 町民への広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。	
		復旧	ア 災害の記録及び取りまとめに関する事。 イ その他広報に関する事。	復旧	ア 災害の記録及び取りまとめに関する事。 イ その他広報に関する事。	
	支所部	情報連絡班 【まちづくり課】	優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。
		情報伝達班 【住民室】	優先	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。	優先	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。
		輸送班 【建設室】	優先	1 物資の輸送に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	優先	1 物資の輸送に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。 3 <u>運送業者との連絡調整に関する事。</u>
			復旧	ア その他輸送に関する事。	復旧	ア その他輸送に関する事。
		総務部	総務班 【総務課】	優先	1 防災班からの依頼に関する事。 2 避難所等施設の被害確認に関する事。	優先
	復旧			ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 公務災害に関する事。 ウ 災害対策に伴う予算措置に関する事。 エ 災害復旧資金に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 公務災害に関する事。 ウ 災害対策に伴う予算措置に関する事。 エ 災害復旧資金に関する事。
情報連絡班 【総務課】	優先			1 災害対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信手段の確保及び操作に関する事。	優先	1 災害対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信手段の確保及び操作に関する事。
広報班 【総務課】	優先		1 町民への広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。	優先	1 町民への広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。	
	復旧		ア 災害の記録及び取りまとめに関する事。 イ その他広報に関する事。	復旧	ア 災害の記録及び取りまとめに関する事。 イ その他広報に関する事。	
支所部	情報連絡班 【まちづくり課】		優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。
	情報伝達班 【住民室】		優先	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。	優先	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。
	輸送班 【建設室】		優先	1 物資の輸送に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	優先	1 物資の輸送に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。 3 <u>運送業者との連絡調整に関する事。</u>
			復旧	ア その他輸送に関する事。	復旧	ア その他輸送に関する事。

		旧		新	
	企画部	企画班 【企画管財課】	優先 1 公用車等の配車に関する事 2 食糧、保存水、生活必需品、燃料等の調達配分に関する事。(備蓄・救援物資) 3 庁舎の電源及び有線電話等の応急対応に関する事。 4 所管施設(住宅等)の安全措置に関する事。 5 特命に関する事	優先 1 公用車等の配車に関する事。 2 食糧、保存水、生活必需品、燃料等の調達配分に関する事。(備蓄・救援物資) 3 庁舎の電源及び有線電話等の応急対応に関する事。 4 所管施設(住宅等)の安全措置に関する事。 5 特命に関する事	
			復旧 ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 被災地への慰問の受入れ等に関する事。 ウ その他企画に関する事。	復旧 ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 被災地への慰問の受入れ等に関する事。 ウ その他企画に関する事。	
	調査部	調査班 【税務課】	優先 1 人的被害及び家屋被害の情報収集に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 建物の危険度判定に関する事。	優先 1 人的被害及び家屋被害の情報収集に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 建物の危険度判定に関する事。	
			復旧 ア 町税の減免に関する事。 イ その他調査に関する事。	復旧 ア 町税の減免に関する事。 イ その他調査に関する事。	
会計部	会計班 【会計課】	復旧 ア 災害対策経理の全般に関する事。 イ その他出納に関する事。	復旧 ア 災害対策経理の全般に関する事。 イ その他出納に関する事。		
救護部	福祉班 【保健福祉課】	優先 1 災害救助法に関する事。 2 日赤その他の団体との連絡調整に関する事。 3 要配慮者の避難等に関する事。 4 所管施設の被害状況の確認に関する事。 5 所管施設利用者の避難誘導に関する事。 6 児童の保護に関する事。 7 応急保育に関する事。	優先 1 災害救助法に関する事。 2 日赤その他の団体との連絡調整に関する事。 3 要配慮者の避難等に関する事。 4 所管施設の被害状況の確認に関する事。 5 所管施設利用者の避難誘導に関する事。 6 児童の保護に関する事。 7 応急保育に関する事。		
		復旧 ア 義援金品の受付、配分、出納管理に関する事。 イ ボランティアの受入れ等に関する事。 ウ 所管施設の復旧に関する事。 エ その他福祉に関する事。	復旧 ア 義援金品の受付、配分、出納管理に関する事。 イ ボランティアの受入れ等に関する事。 ウ 所管施設の復旧に関する事。 エ その他福祉に関する事。		

		旧		新		
	環境衛生部	医療救護班 【保健福祉課】	優先	1 医療救護班の編成に関する事 2 医師会、歯科医師会、診療所との連絡調達に関する事 3 医療に関する事 4 応急医療のための薬品、資器材の確保に関する事 5 救護・助産に関する事	優先	1 医療救護班の編成に関する事 2 医師会、歯科医師会、診療所との連絡調達に関する事 3 医療に関する事 4 応急医療のための薬品、資器材の確保に関する事 5 救護・助産に関する事
			復旧	ア 感染症の予防に関する事 イ その他救護に関する事	復旧	ア 感染症の予防に関する事 イ その他救護に関する事
		環境衛生班 【住民課】	優先	1 遺体の処理に関する事 2 尿尿、廃棄物、ゴミ収集・処理・処分地等の確保に関する事 3 被災家屋等への消毒に関する事	優先	1 遺体の処理に関する事 2 尿尿、廃棄物、ゴミ収集・処理・処分地等の確保に関する事 3 被災家屋等への消毒に関する事
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他環境衛生に関する事	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他環境衛生に関する事
		支援班 【住民課】	優先	1 被災者の食糧の確保に関する事 2 各部・班の支援に関する事	優先	1 被災者の食糧の確保に関する事 2 各部・班の支援に関する事
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他支援に関する事	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他支援に関する事
	産業部	産業班 【産業課】	優先	1 避難者の把握に関する事 2 救護所、臨時的避難所（テント、仮設トイレ等）の設置及び準備に関する事	優先	1 避難者の把握に関する事 2 救護所、臨時的避難所（テント、仮設トイレ等）の設置及び準備に関する事
			復旧	ア 商工業者、観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 イ 農作物、畜産物、水産物の被害調査に関する事 ウ 農林業、畜産業等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 エ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 オ 農作物の病害虫に関する事 カ 農林水産業団体との連絡に関する事 キ その他産業に関する事	復旧	ア 商工業者、観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 イ 農作物、畜産物、水産物の被害調査に関する事 ウ 農林業、畜産業等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 エ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 オ 農作物の病害虫に関する事 カ 農林水産業団体との連絡に関する事 キ その他産業に関する事

		旧		新		
建設部	建設班 【建設課】 【建設室】	優先	1 公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関する事。	優先	1 公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関する事。	
			2 道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関する事。		2 道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関する事。	
			3 地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関する事。		3 地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関する事。	
	復旧	4 応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関する事。	復旧	4 応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関する事。		
		5 道路障害物等の除去に関する事。		5 道路障害物等の除去に関する事。		
		6 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事。		6 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事。		
農地班 【建設課】 【建設室】	優先	7 交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事。	優先	7 交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事。		
		ア 応急仮設住宅の建設に関する事。		復旧	ア 応急仮設住宅の建設に関する事。	
		イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 ウ その他建設に関する事。			イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 ウ その他建設に関する事。	
教育部	教育対策班 【総務学事課】	優先	1 山地区域の地すべり、急傾斜地の警戒に関する事。	優先	1 山地区域の地すべり、急傾斜地の警戒に関する事。	
			ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。
			イ その他農地に関する事。			イ その他農地に関する事。
	社会教育班 【生涯学習課】 【国体推進課】 【学事・生涯学習室】	優先	1 避難所の開設に関する事。	優先	1 避難所の開設に関する事。	
			2 所管施設利用者（児童・生徒）の避難誘導に関する事。		復旧	2 所管施設利用者（児童・生徒）の避難誘導に関する事。
			3 所管施設の安全措置に関する事。			3 所管施設の安全措置に関する事。
復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。			
	イ 学用品の支給に関する事。		イ 学用品の支給に関する事。			
	ウ その他教育対策に関する事。		ウ その他教育対策に関する事。			
社会教育班 【生涯学習課】 【国体推進課】 【学事・生涯学習室】	優先	1 避難所の開設に関する事。	優先	1 避難所の開設に関する事。		
		2 所管施設利用者の避難誘導に関する事。		復旧	2 所管施設利用者の避難誘導に関する事。	
		3 所管施設の安全措置に関する事。			3 所管施設の安全措置に関する事。	
復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。			
	イ その他社会教育に関する事。		イ その他社会教育に関する事。			

		旧		新				
III-1-9	水道部	水道班 【水道課】	優先	1 上水道区域及び簡易水道区域の水道水供給に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。	水道部	水道班 【水道課】	優先	1 上水道区域及び簡易水道区域の水道水供給に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。
			復旧	ア 水道応援に関すること。 イ 所管関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ウ その他水道に関すること。			復旧	ア 水道応援に関すること。 イ 所管関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ウ その他水道に関すること。
			優先	1 町議会議員との連絡に関すること。			優先	1 町議会議員との連絡に関すること。
	議会部	議会事務局班 【議会事務局】	復旧	ア 臨時議会に関すること。 イ その他議会に関すること。	議会部	議会事務局班 【議会事務局】	復旧	ア 臨時議会に関すること。 イ その他議会に関すること。
			優先	1 紀美野町消防本部消防計画による。			優先	1 紀美野町消防本部消防計画による。
	消防部	消防本部(署) 消防団	復旧	ア その他消防に関すること。	消防部	消防本部(署) 消防団	復旧	ア その他消防に関すること。

事務分掌は、班単位で班長以下班員が協力し対応する。

事務分掌は、班単位で班長以下班員が協力し対応する。

第2項 動員計画 [総務部]

第2項 動員計画 [総務部]

- 1 計画方針 【略】
- 2 計画内容

- 1 計画方針 【略】
- 2 計画内容

(1) 動員方法

(1) 動員方法

災害の各配備該当基準に基づき各配備要員が参集する。また、消防団員は消防団活動にあたるが、分団に入団していても、職員としての役割を優先する。

災害の各配備該当基準に基づき各配備要員が参集する。また、消防団員は消防団活動にあたるが、分団に入団していても、職員としての役割を優先する。

(2) 職員の参集場所

(2) 職員の参集場所

	警戒体制	配備体制 (災害対策連絡室)		災害対策 本 部
		第1号	第2号	
総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁
建設課長				
産業課長				
消防長				
美里支所長	支所	支所	支所	支所
まちづくり課長				

	警戒体制	配備体制 (災害対策連絡室)		災害対策 本 部
		第1号	第2号	
総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁
建設課長				
産業課長				
消防長				
美里支所長	支所	支所	支所	支所
まちづくり課長				

旧					新							
企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁	企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁			
会計管理者	—				税務課長	—						
税務課長	—				会計管理者	—						
保健福祉課長	—				保健福祉課長	—						
議会事務局長	—				住民課長	—						
総務学事課長	—				教育課長	—						
生涯学習課長	—				水道課長	—						
国体推進課長	—				議会事務局長	—						
住民課長	—				総務課	平時的所属先 (配備要員)				平時的所属先 (全員)	平時的所属先 (全員)	平時的所属先 (全員)
水道課長	—				建設課							
総務課	平時的所属先 (配備要員)	産業課										
建設課		消防本部										
産業課		消防署										
消防本部		まちづくり課										
消防署		住民室										
まちづくり課		建設室										
住民室	企画管財課	—	平時的所属先 (配備要員)	平時的所属先 (全員)	平時的所属先 (全員)	平時的所属先 (全員)						
建設室	税務課	—										
企画管財課	会計課	—										
会計課	保健福祉課	—										
税務課	住民課	—										
保健福祉課	教育課	—										
住民課	生涯学習室	—										
総務学事課	水道課	—										
生涯学習課	議会事務局	—										
国体推進課	診療所	—										
議会事務局	生涯学習室(文化センター・天文台)	—	平時的所属先(配備要員)	平時的所属先(全員)	平時的所属先(全員)	平時的所属先(全員)						
水道課	—	—	※勤務時間外は美里支所	※勤務時間外は美里支所	※勤務時間外は美里支所							
診療所	—	—	—	—	—							
学事・生涯学習室	—	平時的所属先(配備要員)	平時的所属先(全員)	平時的所属先(全員)	—	—						
—	—	※勤務時間外は美里支所	※勤務時間外は美里支所	※勤務時間外は美里支所	—	—						
小学校	—	平時的所属先(配備要員)	平時的所属先(全員)	平時的所属先(全員)	—	—						
—	—	※勤務時間外は総務学事課	※勤務時間外は総務学事課	※勤務時間外は総務学事課	—	—						
こども園 保育所	—	平時的所属先(配備要員)	平時的所属先(全員)	平時的所属先(全員)	—	—						
—	—	※勤務時間外は福祉センター	※勤務時間外は福祉センター	※勤務時間外は福祉センター	—	—						

※「配備要員」とは、所属長を除いた各部署2名以上である。

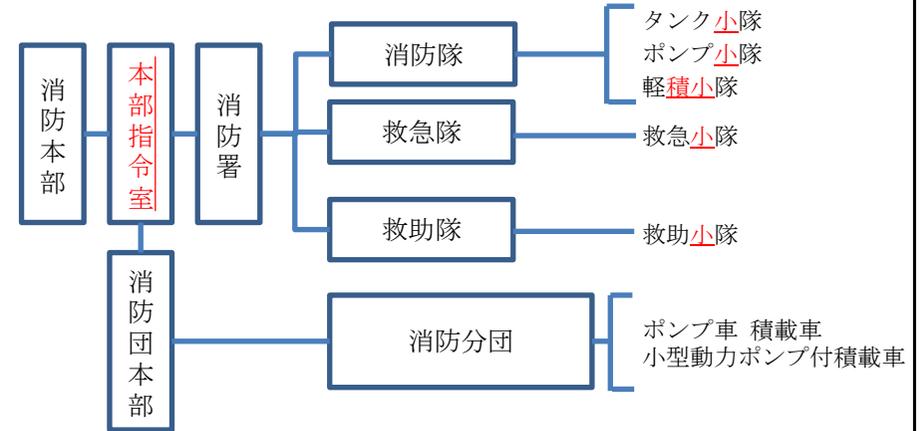
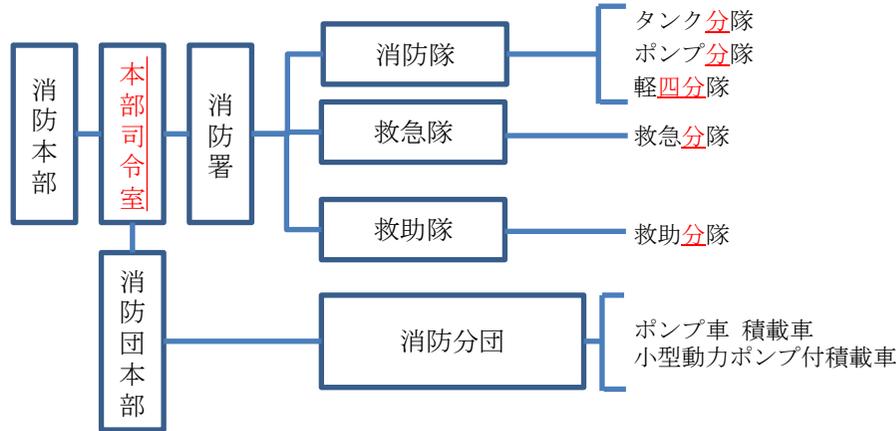
※「配備要員」とは総務課、建設課、産業課、まちづくり課、住民室、建設室、消防本部・署以外の各課室2名(課室長を除く)以上である。

旧

新

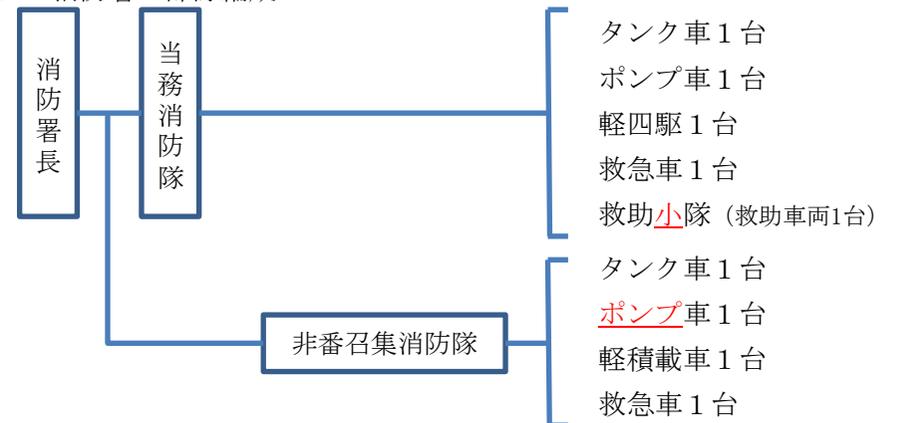
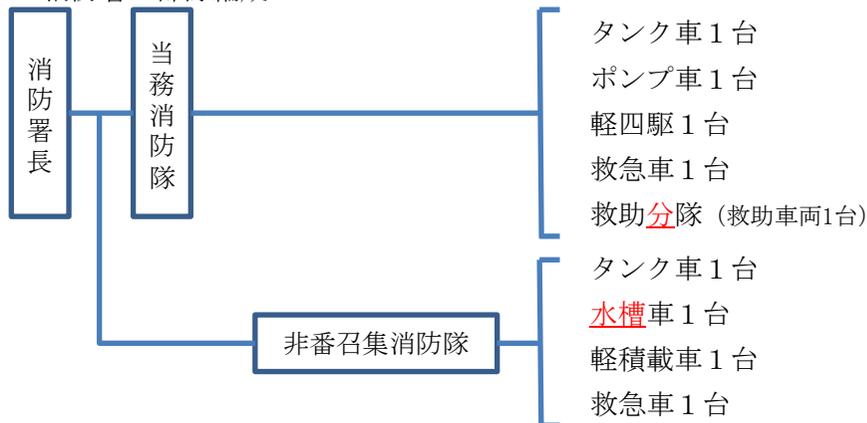
III-1-11 第2節 情報計画【略】  
 III-1-24 第3節 消防計画〔消防本部〕  
 1 計画方針【略】  
 2 計画内容  
 (1)～(2)【略】  
 III-1-25 (3) 部隊編成  
 ①通常災害  
 ア 消防本部・消防署の部隊編成（第1出動）

第2節 情報計画【略】  
 第3節 消防計画〔消防本部〕  
 1 計画方針【略】  
 2 計画内容  
 (1)～(2)【略】  
 (3) 部隊編成  
 ①通常災害  
 ア 消防本部・消防署の部隊編成（第1出動）



イ 消防団の部隊編成【略】  
 ②非常災害  
 ア 消防署の部隊編成

イ 消防団の部隊編成【略】  
 ②非常災害  
 ア 消防署の部隊編成



\*非番召集者は分隊を編成し、署の残留車両にて出動する。

\*非番召集者は小隊を編成し、署の残留車両にて出動する。

(4)～(9)【略】

(4)～(9)【略】

	旧	新
III-1-28	第4節 水防計画【略】	第4節 水防計画【略】
III-1-29	第5節 り災者の救助保護計画	第5節 り災者の救助保護計画
III-1-30	第1項 災害救助法の適用計画【略】	第1項 災害救助法の適用計画【略】
III-1-32	第2項 被災者生活再建支援法の適用計画【略】	第2項 被災者生活再建支援法の適用計画【略】
III-1-32	第3項 避難計画 [総務部、調査部、救護部、建設部]	第3項 避難計画 [総務部、調査部、救護部、建設部]
	1 計画方針【略】	1 計画方針【略】
	2 計画内容【略】	2 計画内容【略】
	(1) 避難の勧告・指示等の発令・解除【略】	(1) 避難の勧告・指示等の発令・解除【略】
	(2) 避難の勧告・指示等の伝達 避難の勧告・指示等の伝達は、 <u>次の経路のとおりとする</u> 。防災班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。 また、知事に対し、必要に応じて避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとし、避難勧告（指示）を <u>発表</u> したときは、実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。	(2) 避難の勧告・指示等の伝達 避難の勧告・指示等の伝達は、 <u>発令時の状況や対象地区を考慮し以下の項目により複数の手段により行う</u> 。防災班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。 また、知事に対し、必要に応じて避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとし、避難勧告（指示）を <u>発令</u> したときは、実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。 <u>ア 防災行政無線による放送</u> <u>イ ホームページやSNS等の活用</u> <u>ウ 消防関係車両・広報車等による巡回放送</u> <u>エ 自治会・自主防災組織への連絡</u> <u>オ 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した情報配信</u> <u>カ 戸別訪問</u> <u>キ メール配信等</u> <u>ク その他の情報伝達手段</u>
	(3)～(7)【略】	(3)～(7)【略】
III-1-37	(8) 避難所の運営 町は、 <u>あらかじめ避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める</u> 。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。	(8) 避難所の運営 町は、 <u>発災後迅速に職員を派遣すると共に、自治会や自主防災組織等とも連携して、避難所の円滑な運営に努め、運営方針の決定の段階から男女共同参画の視点を取り入れるものとする</u> 。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

旧

新

ア 避難所運営体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。避難所担当職員は、[住民組織のリーダー]が中心となって避難所自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所担当職員	○災害対策本部との連絡	○避難者への広報
	○避難所の記録の作成	○施設管理者との調整
	○運営に関する相談	
避難所自治組織	○運営方針の決定	○生活ルールの決定
	○食料・ <u>物資の配布</u>	○清掃
	○避難者への情報伝達	○要望のとりまとめ
ボランティア	○生活支援	

イ～オ【略】

(9) 避難所設備の整備

ア スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

イ 設備・備品の整備【略】

(10)～(13)【略】

第4項～第14項【略】

III-1-38

III-1-39

III-1-85

第15節 道路交通輸送計画〔建設部、企画部、支所部〕

第1項 道路交通の応急対策計画〔建設部〕

1 計画方針【略】

2 計画内容

(1)～(6)【略】

ア 避難所運営体制の確立

避難所の運営には、住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。なお、避難所自治組織の役員には女性の避難者が参画するものとし、男女共同参画の視点を取り入れた運営体制の確立に努めることとする。

避難所担当職員は、[住民組織のリーダー]が中心となって避難所自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所担当職員	○災害対策本部との連絡	○避難者への広報
	○避難所の記録の作成	○施設管理者との調整
	○運営に関する相談	
避難所自治組織	○運営方針の決定	○生活ルールの決定
	○ <u>食料の配布</u>	○清掃
	○ <u>物資の配布(生理用品等は女性の担当が配布)</u>	
	○避難者への情報伝達	○要望のとりまとめ
ボランティア	○生活支援	

イ～オ【略】

(9) 避難所設備の整備

ア スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者と協力して、避難所のスペースを配置する。その際、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置などに配慮すること。

イ 設備・備品の整備【略】

(10)～(13)【略】

第4項～第14項【略】

第15節 道路交通輸送計画〔建設部、企画部、支所部〕

第1項 道路交通の応急対策計画〔建設部〕

1 計画方針【略】

2 計画内容

(1)～(6)【略】



	旧				新																																																																																																																						
III-2-1	第2編 震災編 第1節 防災組織計画〔総務部〕 1 計画方針【略】 2 計画の内容 (1)警戒・配備体制【略】 (2)職員の配備基準 ア 職員の動員方法 災害の各配備該当基準に基づき各配備要員が自動参集する。また、消防団員は消防団活動にあたるが、分団に入団していても、職員としての役割を優先する。 ■ 職員の参集場所				第2編 震災編 第1節 防災組織計画〔総務部〕 1 計画方針【略】 2 計画の内容 (1)警戒・配備体制【略】 (2)職員の配備基準 ア 職員の動員方法 災害の各配備該当基準に基づき各配備要員が自動参集する。また、消防団員は消防団活動にあたるが、分団に入団していても、職員としての役割を優先する。 ■ 職員の参集場所																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">警戒体制</th> <th colspan="2">配備体制 (災害対策連絡室)</th> <th rowspan="2">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課長</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td rowspan="4">本庁</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>産業課長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td>美里支所長</td> <td rowspan="2">支所</td> <td rowspan="2">支所</td> <td rowspan="2">支所</td> <td rowspan="2">支所</td> </tr> <tr> <td>まちづくり課長</td> </tr> <tr> <td>企画管財課長</td> <td>—</td> <td rowspan="10">本庁</td> <td rowspan="10">本庁</td> <td rowspan="10">本庁</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>総務学事課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国体推進課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水道課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (配備要員)</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (配備要員)</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (全員)</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (全員)</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>産業課</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> </tr> <tr> <td>まちづくり課</td> </tr> <tr> <td>住民室</td> </tr> <tr> <td>建設室</td> </tr> <tr> <td>企画管財課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設室</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					警戒体制	配備体制 (災害対策連絡室)		災害対策本部	第1号	第2号	総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁	建設課長	産業課長	消防長	美里支所長	支所	支所	支所	支所	まちづくり課長	企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁	会計管理者	—	税務課長	—	保健福祉課長	—	議会事務局長	—	総務学事課長	—	生涯学習課長	—	国体推進課長	—	住民課長	—	水道課長	—	総務課	平時の所属先 (配備要員)	平時の所属先 (配備要員)	平時の所属先 (全員)	平時の所属先 (全員)	建設課	産業課	消防本部	消防署	まちづくり課	住民室	建設室	企画管財課	—	建設室	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">警戒体制</th> <th colspan="2">配備体制 (災害対策連絡室)</th> <th rowspan="2">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課長</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td rowspan="4">本庁</td> <td rowspan="4">本庁</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>産業課長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td>美里支所長</td> <td rowspan="2">支所</td> <td rowspan="2">支所</td> <td rowspan="2">支所</td> <td rowspan="2">支所</td> </tr> <tr> <td>まちづくり課長</td> </tr> <tr> <td>企画管財課長</td> <td>—</td> <td rowspan="10">本庁</td> <td rowspan="10">本庁</td> <td rowspan="10">本庁</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水道課長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (配備要員)</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (全員)</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (全員)</td> <td rowspan="10">平時の所属先 (全員)</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>産業課</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> </tr> <tr> <td>まちづくり課</td> </tr> <tr> <td>住民室</td> </tr> <tr> <td>建設室</td> </tr> <tr> <td>企画管財課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税務課</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					警戒体制	配備体制 (災害対策連絡室)		災害対策本部	第1号	第2号	総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁	建設課長	産業課長	消防長	美里支所長	支所	支所	支所	支所	まちづくり課長	企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁	税務課長	—	会計管理者	—	保健福祉課長	—	住民課長	—	教育課長	—	水道課長	—	議会事務局長	—	総務課	平時の所属先 (配備要員)	平時の所属先 (全員)	平時の所属先 (全員)	平時の所属先 (全員)	建設課	産業課	消防本部	消防署	まちづくり課	住民室	建設室	企画管財課	—	税務課
	警戒体制	配備体制 (災害対策連絡室)		災害対策本部																																																																																																																							
		第1号	第2号																																																																																																																								
総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁																																																																																																																							
建設課長																																																																																																																											
産業課長																																																																																																																											
消防長																																																																																																																											
美里支所長	支所	支所	支所	支所																																																																																																																							
まちづくり課長																																																																																																																											
企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁																																																																																																																							
会計管理者	—																																																																																																																										
税務課長	—																																																																																																																										
保健福祉課長	—																																																																																																																										
議会事務局長	—																																																																																																																										
総務学事課長	—																																																																																																																										
生涯学習課長	—																																																																																																																										
国体推進課長	—																																																																																																																										
住民課長	—																																																																																																																										
水道課長	—																																																																																																																										
総務課	平時の所属先 (配備要員)	平時の所属先 (配備要員)	平時の所属先 (全員)	平時の所属先 (全員)																																																																																																																							
建設課																																																																																																																											
産業課																																																																																																																											
消防本部																																																																																																																											
消防署																																																																																																																											
まちづくり課																																																																																																																											
住民室																																																																																																																											
建設室																																																																																																																											
企画管財課					—																																																																																																																						
建設室					—																																																																																																																						
	警戒体制	配備体制 (災害対策連絡室)		災害対策本部																																																																																																																							
		第1号	第2号																																																																																																																								
総務課長	本庁	本庁	本庁	本庁																																																																																																																							
建設課長																																																																																																																											
産業課長																																																																																																																											
消防長																																																																																																																											
美里支所長	支所	支所	支所	支所																																																																																																																							
まちづくり課長																																																																																																																											
企画管財課長	—	本庁	本庁	本庁																																																																																																																							
税務課長	—																																																																																																																										
会計管理者	—																																																																																																																										
保健福祉課長	—																																																																																																																										
住民課長	—																																																																																																																										
教育課長	—																																																																																																																										
水道課長	—																																																																																																																										
議会事務局長	—																																																																																																																										
総務課	平時の所属先 (配備要員)				平時の所属先 (全員)	平時の所属先 (全員)	平時の所属先 (全員)																																																																																																																				
建設課																																																																																																																											
産業課																																																																																																																											
消防本部																																																																																																																											
消防署																																																																																																																											
まちづくり課																																																																																																																											
住民室																																																																																																																											
建設室																																																																																																																											
企画管財課		—																																																																																																																									
税務課		—																																																																																																																									

旧					新				
企画管財課	—				会計課	—			
会計課	—				保健福祉課	—			
税務課	—				住民課	—			
保健福祉課	—				教育課	二			
住民課	—				生涯学習室	二			
総務学事課	—				水道課	—			
生涯学習課	—				議会事務局	—			
国体推進課	—				診療所	—			
議会事務局	—				生涯学習室(文化センター・天文台)	—	平時の所属先(配備要員) ※勤務時間外は美里支所	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は美里支所	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は美里支所
水道課	—				小学校	—	平時の所属先(配備要員) ※勤務時間外は教育課	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は教育課	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は教育課
診療所	—				こども園 保育所	—	平時の所属先(配備要員) ※勤務時間外は福祉センター	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は福祉センター	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は福祉センター
学事・生涯学習室	—	平時の所属先(配備要員) ※勤務時間外は美里支所	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は美里支所	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は美里支所	※「配備要員」とは、所属長を除いた各部署2名以上である。				
小学校	—	平時の所属先(配備要員) ※勤務時間外は総務学事課	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は総務学事課	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は総務学事課					
こども園 保育所	—	平時の所属先(配備要員) ※勤務時間外は福祉センター	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は福祉センター	平時の所属先(全員) ※勤務時間外は福祉センター					

※「配備要員」とは総務課、建設課、産業課、まちづくり課、住民室、建設室、消防本部・署以外の各課室2名(課室長を除く)以上である。

イ 職員の配備基準【略】

III-2-3

(3) 災害対策連絡室

ア 災害対策連絡室の設置 【略】

イ 災害対策連絡室の組織、設置場所、業務内容

災害対策連絡室は役場本庁舎に設置し、組織体制並びに業務内容は次のとおりとする。

区分	平時の役職	業務内容
室長	副町長	情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整
副室長	教育長、総務課長	
室員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、 <u>総務学事課長</u> 、 <u>生涯学習課長</u> 、 <u>国体推進課長</u> 、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長	

設置場所 役場本庁(動木287番地)

室長の代行順位は次のとおりとする。

- 代行順位1位 教育長
- 代行順位2位 総務課長
- 代行順位3位 建設課長

イ 職員の配備基準【略】

(3) 災害対策連絡室

ア 災害対策連絡室の設置 【略】

イ 災害対策連絡室の組織、設置場所、業務内容

災害対策連絡室は役場本庁舎に設置し、組織体制並びに業務内容は次のとおりとする。

区分	平時の役職	業務内容
室長	副町長	情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整
副室長	教育長、総務課長	
室員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、 <u>教育課長</u> 、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長	

設置場所 役場本庁(動木287番地)

室長の代行順位は次のとおりとする。

- 代行順位1位 教育長
- 代行順位2位 総務課長
- 代行順位3位 建設課長

		旧	新
III-2-4	ウ 災害対策連絡室の廃止基準【略】	ウ 災害対策連絡室の廃止基準【略】	
	エ 災害対策連絡室の事務分掌	エ 災害対策連絡室の事務分掌	
		課室名等	事務分掌
		総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長への報告、連絡に関する事。</li> <li>・職員の動員に関する事。</li> <li>・被害情報等の収集、取りまとめ及び報告に関する事。</li> <li>・気象情報、<u>水位状況</u>等の情報収集及び報告に関する事。</li> <li>・各部署間の連絡調整に関する事。</li> <li>・広報及び報道機関等への対応に関する事。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。</li> </ul>
		消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防及び水防に関する事。</li> <li>・その他消防長の特命に関する事。</li> </ul>
		建設課室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関する事。</li> <li>・道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関する事。</li> <li>・地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関する事。</li> <li>・応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関する事。</li> <li>・道路障害物等の除去に関する事。</li> <li>・緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事。</li> <li>・交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事。</li> </ul>
		産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関する事。</li> <li>・物資等の輸送に関する事。</li> </ul>
		まちづくり課 住民室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員に関する事。（支所人員）</li> <li>・被害情報の報告・伝達に関する事。</li> <li>・被災情報等の収集及び取りまとめに関する事。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。</li> <li>・支所内の相互応援に関する事。</li> </ul>
		建設室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の輸送に関する事。</li> <li>・支所内の相互応援に関する事。</li> </ul>
		企画管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食糧、生活必需品の調達配分に関する事。</li> <li>・燃料等の調達配分に関する事。</li> </ul>
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関する事。</li> </ul>	
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的及び住家の被害状況の把握に関する事。</li> <li>・避難所運営準備に関する事。</li> </ul>	
	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護に関する事。</li> <li>・要配慮者の避難等に関する事。</li> <li>・防疫医療に関する事。</li> </ul>	
		課室名等	事務分掌
		総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長への報告、連絡に関する事。</li> <li>・職員の動員に関する事。</li> <li>・被害情報等の収集、取りまとめ及び報告に関する事。</li> <li>・気象情報等の情報収集及び報告に関する事。</li> <li>・各部署間の連絡調整に関する事。</li> <li>・広報及び報道機関等への対応に関する事。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。</li> </ul>
		消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防及び水防に関する事。</li> <li>・その他消防長の特命に関する事。</li> </ul>
		建設課室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関する事。</li> <li>・道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関する事。</li> <li>・地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関する事。</li> <li>・応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関する事。</li> <li>・道路障害物等の除去に関する事。</li> <li>・緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事。</li> <li>・交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事。</li> </ul>
		産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関する事。</li> <li>・物資等の輸送に関する事。</li> </ul>
		まちづくり課 住民室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員に関する事。（支所人員）</li> <li>・被害情報の報告・伝達に関する事。</li> <li>・被災情報等の収集及び取りまとめに関する事。</li> <li>・地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。</li> <li>・支所内の相互応援に関する事。</li> </ul>
		建設室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の輸送に関する事。</li> <li>・支所内の相互応援に関する事。</li> </ul>
		企画管財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食糧、生活必需品の調達配分に関する事。</li> <li>・燃料等の調達配分に関する事。</li> </ul>
		会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の状況把握に関する事。</li> </ul>
		税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的及び住家の被害状況の把握に関する事。</li> <li>・避難所運営準備に関する事。</li> </ul>
		保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護に関する事。</li> <li>・要配慮者の避難等に関する事。</li> <li>・防疫医療に関する事。</li> </ul>

	旧	新																
	<table border="1"> <tr> <td>議会事務局</td> <td>・町議会議員との連絡に関すること。 ・議会に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務学事課 生涯学習課 国体推進課 学事・生涯学習室</td> <td>・所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・生徒の避難誘導の指示に関すること。 ・教育施設の被害状況の把握に関すること。</td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td>・被災家屋等への消毒に関すること。 ・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。 ・その他環境衛生に関すること。</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> <td>・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。</td> </tr> </table>	議会事務局	・町議会議員との連絡に関すること。 ・議会に関すること。	総務学事課 生涯学習課 国体推進課 学事・生涯学習室	・所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・生徒の避難誘導の指示に関すること。 ・教育施設の被害状況の把握に関すること。	住民課	・被災家屋等への消毒に関すること。 ・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。 ・その他環境衛生に関すること。	水道課	・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。	<table border="1"> <tr> <td>議会事務局</td> <td>・町議会議員との連絡に関すること。 ・議会に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育課 生涯学習室</td> <td>・所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・生徒の避難誘導の指示に関すること。 ・教育施設の被害状況の把握に関すること。</td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td>・被災家屋等への消毒に関すること。 ・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。 ・その他環境衛生に関すること。</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> <td>・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。</td> </tr> </table>	議会事務局	・町議会議員との連絡に関すること。 ・議会に関すること。	教育課 生涯学習室	・所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・生徒の避難誘導の指示に関すること。 ・教育施設の被害状況の把握に関すること。	住民課	・被災家屋等への消毒に関すること。 ・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。 ・その他環境衛生に関すること。	水道課	・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。
議会事務局	・町議会議員との連絡に関すること。 ・議会に関すること。																	
総務学事課 生涯学習課 国体推進課 学事・生涯学習室	・所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・生徒の避難誘導の指示に関すること。 ・教育施設の被害状況の把握に関すること。																	
住民課	・被災家屋等への消毒に関すること。 ・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。 ・その他環境衛生に関すること。																	
水道課	・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。																	
議会事務局	・町議会議員との連絡に関すること。 ・議会に関すること。																	
教育課 生涯学習室	・所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・生徒の避難誘導の指示に関すること。 ・教育施設の被害状況の把握に関すること。																	
住民課	・被災家屋等への消毒に関すること。 ・尿尿、廃棄物、災害ゴミの処分に関すること。 ・その他環境衛生に関すること。																	
水道課	・水道施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。																	

III-2-5

(4) 災害対策本部

- ア 災害対策本部の設置【略】
- イ 災害対策本部の組織、分掌事務、設置場所、指揮の権限【略】
- ウ 災害対策本部の廃止基準【略】
- エ 災害対策本部の組織構成

本部会議	
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長 総務課長
本部員	美里支所長 まちづくり課長 企画管財課長 税務課長 会計管理者 保健福祉課長 住民課長 産業課長 建設課長 総務学事課長 生涯学習課長 国体推進課長 水道課長 議会事務局長 消防長 消防団長 その他本部長が必要と認める者

部	部長 (平時の役職名)	班
総務部	総務課長	防災班 総務班 情報連絡班 広報班
支所部	美里支所長	情報伝達班 情報連絡班 輸送班
企画部	企画管財課長	企画班
調査部	税務課長	調査班
会計部	会計管理者	会計班
救護部	保健福祉課長	福祉班 医療救護班
環境衛生部	住民課長	環境衛生班 支援班
産業部	産業課長	産業班
建設部	建設課長	建設班 農地班
教育部	教育次長 (総務学事課長)	教育対策班 社会教育班
水道部	水道課長	水道班
議会部	議会事務局長	議会事務局班
消防部	消防長	消防本部(署) 消防団

(4) 災害対策本部

- ア 災害対策本部の設置【略】
- イ 災害対策本部の組織、分掌事務、設置場所、指揮の権限【略】
- ウ 災害対策本部の廃止基準【略】
- エ 災害対策本部の組織構成

本部会議	
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長 総務課長
本部員	美里支所長 まちづくり課長 企画管財課長 税務課長 会計管理者 保健福祉課長 住民課長 産業課長 建設課長 教育課長 水道課長 議会事務局長 消防長 消防団長 その他本部長が必要と認める者

部	部長 (平時の役職名)	班
総務部	総務課長	防災班 総務班 情報連絡班 広報班
支所部	美里支所長	情報伝達班 情報連絡班 輸送班
企画部	企画管財課長	企画班
調査部	税務課長	調査班
会計部	会計管理者	会計班
救護部	保健福祉課長	福祉班 医療救護班
環境衛生部	住民課長	環境衛生班 支援班
産業部	産業課長	産業班
建設部	建設課長	建設班 農地班
教育部	教育次長 (教育課長)	教育対策班 社会教育班
水道部	水道課長	水道班
議会部	議会事務局長	議会事務局班
消防部	消防長	消防本部(署) 消防団

		旧		新			
III-2-7	オ 災害対策本部の事務分掌			オ 災害対策本部の事務分掌			
	■災害対策本部の事務分掌			■災害対策本部の事務分掌			
	区分	平時の役職	事務分掌	区分	平時の役職	事務分掌	
	本部長	町長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。	本部長	町長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。	
	副本部長	副町長、教育長、総務課長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。	副本部長	副町長、教育長、総務課長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。	
	本部員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、 <b>総務学事課長</b> 、 <b>生涯学習課長</b> 、 <b>国体推進課長</b> 、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。	本部員	美里支所長、まちづくり課長、企画管財課長、税務課長、会計管理者、保健福祉課長、住民課長、産業課長、建設課長、 <b>教育課長</b> 、水道課長、議会事務局長、消防長、消防団長その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。	
班長・班員	職員	本部員の命を受け、災害対策にあたる。	班長・班員	職員	本部員の命を受け、災害対策にあたる。		
■各班の事務分掌			■各班の事務分掌				
部	班 【平常時の課等】	事務分掌		部	班 【平常時の課等】	事務分掌	
	防災班 【総務課】	優先	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関すること。</li> <li>2 災害対策本部内の部・班との連絡調整に関すること。</li> <li>3 職員の召集・動員に関すること。</li> <li>4 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関すること。</li> <li>5 県本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告の総括に関すること。</li> <li>6 災害対策の総括に関すること。</li> <li>7 本部事務局の運営に関すること。</li> <li>8 自衛隊・県職員等の応援要請及び受入れ体制に関すること。</li> </ol>		防災班 【総務課】	優先	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関すること。</li> <li>2 災害対策本部内の部・班との連絡調整に関すること。</li> <li>3 職員の召集・動員に関すること。</li> <li>4 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関すること。</li> <li>5 県本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告の総括に関すること。</li> <li>6 災害対策の総括に関すること。</li> <li>7 本部事務局の運営に関すること。</li> <li>8 自衛隊・県職員等の応援要請及び受入れ体制に関すること。</li> </ol>

		旧		新			
総務部	総務班 【総務課】	復旧	ア 罹災に関する証明の発行に関する事 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。	復旧	ア 罹災に関する証明の発行に関する事 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。		
		優先	1 防災班からの依頼に関する事。 2 避難所等施設の被害確認に関する事。	優先	1 防災班からの依頼に関する事。 2 避難所等施設の被害確認に関する事。		
		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 公務災害に関する事。 ウ 災害対策に伴う予算措置に関する事。 エ 災害復旧資金に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 公務災害に関する事。 ウ 災害対策に伴う予算措置に関する事。 エ 災害復旧資金に関する事。		
		優先	1 災害対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信手段の確保及び操作に関する事。	優先	1 災害対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信手段の確保及び操作に関する事。		
			復旧		ア 通信設備の復旧に関する事。 イ その他情報連絡に関する事。	復旧	ア 通信設備の復旧に関する事。 イ その他情報連絡に関する事。
			優先		1 町民への広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。	優先	1 町民への広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。
	支所部	広報班 【総務課】	復旧	ア 災害の記録及び取りまとめに関する事。 イ その他広報に関する事。	復旧	ア 災害の記録及び取りまとめに関する事。 イ その他広報に関する事。	
			優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	
			優先	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。	優先	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。	
		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。		
		輸送班 【建設室】	優先	1 物資の輸送に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。	優先	1 物資の輸送に関する事。 2 支所各班との相互応援に関する事。 3 <u>運送業者との連絡調整に関する事。</u>	
			復旧	ア その他輸送に関する事。	復旧	ア その他輸送に関する事。	
企画部	企画班 【企画管財課】	優先	1 公用車等の配車に関する事。 2 食糧、保存水、生活必需品、燃料等の調達配分に関する事。（備蓄・救援物資） 3 庁舎の電源及び有線電話等の応急対応に関する事。 4 所管施設（住宅等）の安全措置に関する事。 5 特命に関する事	優先	1 公用車等の配車に関する事。 2 食糧、保存水、生活必需品、燃料等の調達配分に関する事。（備蓄・救援物資） 3 庁舎の電源及び有線電話等の応急対応に関する事。 4 所管施設（住宅等）の安全措置に関する事。 5 特命に関する事		

		旧		新					
	調査部	調査班 【税務課】	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ 被災地への慰問の受入れ等に関すること。 ウ その他企画に関すること。	調査部	調査班 【税務課】	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ 被災地への慰問の受入れ等に関すること。 ウ その他企画に関すること。	
			優先	1 人的被害及び家屋被害の情報収集に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 建物の危険度判定に関すること。			優先	1 人的被害及び家屋被害の情報収集に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 建物の危険度判定に関すること。	
			復旧	ア 町税の減免に関すること。 イ その他調査に関すること。			復旧	ア 町税の減免に関すること。 イ その他調査に関すること。	
	会計部	会計班 【会計課】	復旧	ア 災害対策経理の全般に関すること。 イ その他出納に関すること。	会計部	会計班 【会計課】	復旧	ア 災害対策経理の全般に関すること。 イ その他出納に関すること。	
			救護部	福祉班 【保健福祉課】			優先	1 災害救助法に関すること。 2 日赤その他の団体との連絡調整に関すること。 3 要配慮者の避難等に関すること。 4 所管施設の被害状況の確認に関すること。 5 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 6 児童の保護に関すること。 7 応急保育に関すること。	救護部
	復旧	ア 義援金品の受付、配分、出納管理に関すること。 イ ボランティアの受入れ等に関すること。 ウ 所管施設の復旧に関すること。 エ その他福祉に関すること。			復旧	ア 義援金品の受付、配分、出納管理に関すること。 イ ボランティアの受入れ等に関すること。 ウ 所管施設の復旧に関すること。 エ その他福祉に関すること。			
	医療救護班 【保健福祉課】	優先		1 医療救護班の編成に関すること。 2 医師会、歯科医師会、診療所との連絡調達に関すること。 3 医療に関すること。 4 応急医療のための薬品、資器材の確保に関すること。 5 救護・助産に関すること。	医療救護班 【保健福祉課】	優先	1 医療救護班の編成に関すること。 2 医師会、歯科医師会、診療所との連絡調達に関すること。 3 医療に関すること。 4 応急医療のための薬品、資器材の確保に関すること。 5 救護・助産に関すること。		
		復旧		ア 感染症の予防に関すること。 イ その他救護に関すること。		復旧	ア 感染症の予防に関すること。 イ その他救護に関すること。		
		環境衛生部		環境衛生班 【住民課】		優先	1 遺体の処理に関すること。 2 尿尿、廃棄物、ゴミ収集・処理・処分地等の確保に関すること。 3 被災家屋等への消毒に関すること。	環境衛生部	環境衛生班 【住民課】
	復旧				ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ その他環境衛生に関すること。	復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ その他環境衛生に関すること。		

		旧		新				
	一部	支援班 【住民課】	優先	1 被災者の食糧の確保に関する事 2 各部・班の支援に関する事	支援班 【住民課】	優先	1 被災者の食糧の確保に関する事 2 各部・班の支援に関する事	
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他支援に関する事		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他支援に関する事	
	産業部	産業班 【産業課】	優先	1 避難者の把握に関する事 2 救護所、臨時的避難所（テント、仮設トイレ等）の設置及び準備に関する事	産業班 【産業課】	優先	1 避難者の把握に関する事 2 救護所、臨時的避難所（テント、仮設トイレ等）の設置及び準備に関する事	
			復旧	ア 商工業者、観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 イ 農作物、畜産物、水産物の被害調査に関する事 ウ 農林業、畜産業等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 エ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 オ 農作物の病害虫に関する事 カ 農林水産業団体との連絡に関する事 キ その他産業に関する事	産業部	復旧	ア 商工業者、観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 イ 農作物、畜産物、水産物の被害調査に関する事 ウ 農林業、畜産業等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 エ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 オ 農作物の病害虫に関する事 カ 農林水産業団体との連絡に関する事 キ その他産業に関する事	
		建設部	建設班 【建設課】 【建設室】	優先	1 公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関する事 2 道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関する事 3 地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関する事 4 応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関する事 5 道路障害物等の除去に関する事 6 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事 7 交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事	建設部	優先	1 公共施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関する事 2 道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒及び安全措置に関する事 3 地すべり、急傾斜地等危険箇所の警戒に関する事 4 応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関する事 5 道路障害物等の除去に関する事 6 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事 7 交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事
				復旧	ア 応急仮設住宅の建設に関する事 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 ウ その他建設に関する事		復旧	ア 応急仮設住宅の建設に関する事 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 ウ その他建設に関する事
			農地班 【建設課】 【建設室】	優先	1 山地区域の地すべり、急傾斜地の警戒に関する事	農地班 【建設課】 【建設室】	優先	1 山地区域の地すべり、急傾斜地の警戒に関する事
				復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他農地に関する事		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 イ その他農地に関する事

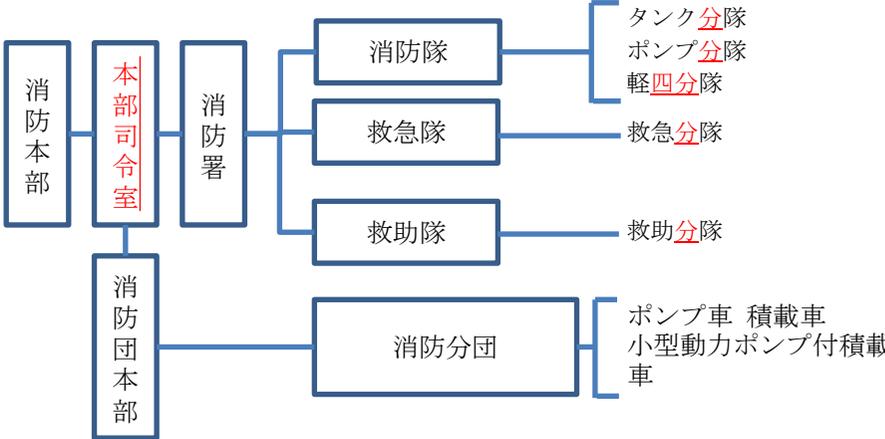
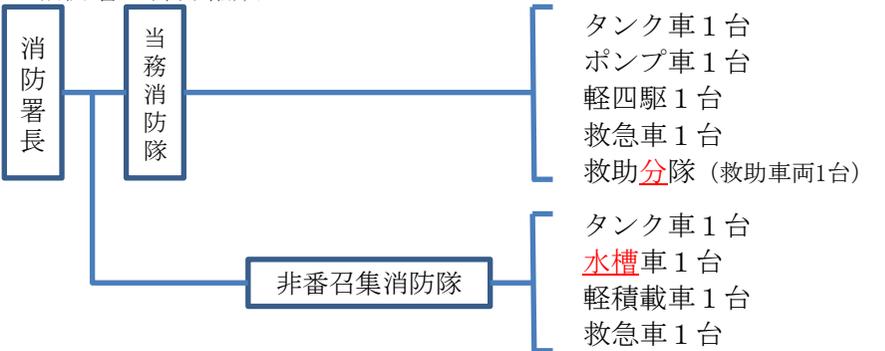
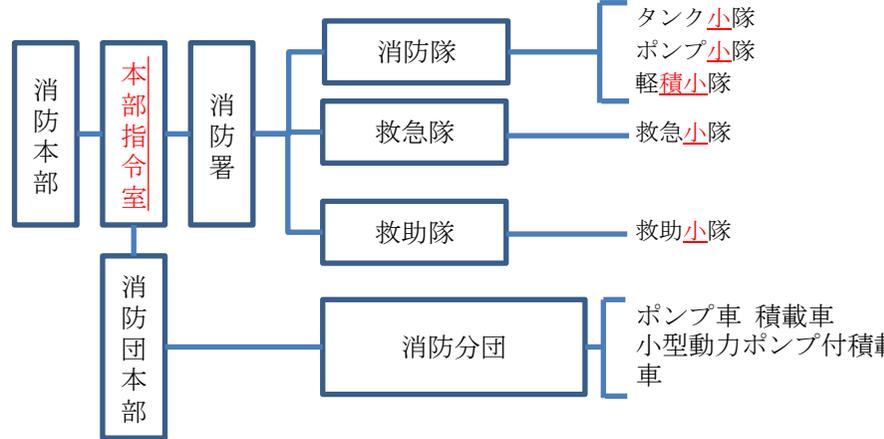
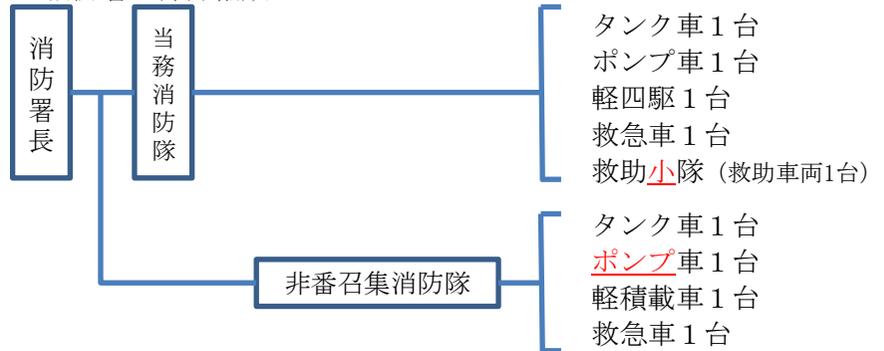
		旧		新			
III-2-11	教育部	教育対策班 【総務学事課】	優先	1 避難所の開設に関する事。 2 所管施設利用者(児童・生徒)の避難誘導に関する事。 3 所管施設の安全措置に関する事。	優先	1 避難所の開設に関する事。 2 所管施設利用者(児童・生徒)の避難誘導に関する事。 3 所管施設の安全措置に関する事。	
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 学用品の支給に関する事。 ウ その他教育対策に関する事。		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ 学用品の支給に関する事。 ウ その他教育対策に関する事。
		社会教育班 【生涯学習課】 【国体推進課】 【学事・生涯学習室】	優先	1 避難所の開設に関する事。 2 所管施設利用者の避難誘導に関する事。 3 所管施設の安全措置に関する事。	優先	1 避難所の開設に関する事。 2 所管施設利用者の避難誘導に関する事。 3 所管施設の安全措置に関する事。	
			復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ その他社会教育に関する事。		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 イ その他社会教育に関する事。
		水道部	水道班 【水道課】	優先	1 上水道区域及び簡易水道区域の水道水供給に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。	優先	1 上水道区域及び簡易水道区域の水道水供給に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。
				復旧	ア 水道応援に関する事。 イ 所管関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ウ その他水道に関する事。		復旧
	議会部	議会事務局班 【議会事務局】	優先	1 町議会議員との連絡に関する事。	優先	1 町議会議員との連絡に関する事。	
			復旧	ア 臨時議会に関する事。 イ その他議会に関する事。		復旧	ア 臨時議会に関する事。 イ その他議会に関する事。
	消防部	消防本部(署) 消防団	優先	1 紀美野町消防本部消防計画による。	優先	1 紀美野町消防本部消防計画による。	
			復旧	ア その他消防に関する事。		復旧	ア その他消防に関する事。

事務分掌は、班単位で班長以下班員が協力し対応する。

事務分掌は、班単位で班長以下班員が協力し対応する。

第2節 情報計画【略】

第2節 情報計画【略】

	旧	新
III-2-23	<p>第3節 地震消防計画〔消防本部〕</p> <p>1 計画方針【略】</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1)名称・位置【略】</p> <p>(2)事務機構【略】</p>	<p>第3節 地震消防計画〔消防本部〕</p> <p>1 計画方針【略】</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1)名称・位置【略】</p> <p>(2)事務機構【略】</p>
III-2-24	<p>(3)部隊編成</p> <p>① 通常災害</p> <p>ア 消防本部・消防署の部隊編成（第1出動）</p>  <p>イ 消防団の部隊編成【略】</p> <p>② 非常災害</p> <p>ア 消防署の部隊編成</p>  <p>*非番召集者は分隊を編成し、署の残留車両にて出動する。</p>	<p>(3)部隊編成</p> <p>① 通常災害</p> <p>ア 消防本部・消防署の部隊編成（第1出動）</p>  <p>イ 消防団の部隊編成【略】</p> <p>② 非常災害</p> <p>ア 消防署の部隊編成</p>  <p>*非番召集者は小隊を編成し、署の残留車両にて出動する。</p>
III-2-26	(4)～(8)【略】	(4)～(8)【略】
III-2-28	第4節 その他の計画【略】	第4節 その他の計画【略】

	旧	新
IV-1	<p>第4章 災害復旧計画                      第1節 災害復旧事業計画                      第1項 施設災害復旧事業計画                      1 方針</p> <p>公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策を必要とするが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用等を考慮しつつ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込む。</p> <p>また本町の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯等の要素と、被害の原因を検討し、綿密周到な計画を行う。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。</p> <p>また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。</p> <p>災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。</p> <p style="text-align: center;">【以下略】</p>	<p>第4章 災害復旧計画                      第1節 災害復旧事業計画                      第1項 施設災害復旧事業計画                      1 方針</p> <p>公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策を必要とするが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用等を考慮しつつ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込む。<u>その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。</u></p> <p>また本町の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯等の要素と、被害の原因を検討し、綿密周到な計画を行う。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。</p> <p>また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。</p> <p>災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。</p> <p style="text-align: center;">【以下略】</p>